行政法　司法２６２２肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　理由不備の瑕疵は，後に治癒されるか。

１　問題の所在

青色申告に係る法人税の更正処分において，附記理由不備の瑕疵があった。その後，これについての審査請求に対する裁決において，処分の具体的根拠が明らかにされた。この場合に，附記理由の不備の瑕疵は，治癒されるか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

理由不備の瑕疵は治癒されない。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，処分において，理由を示すのが原則である（行政手続法１４条１項本文）。本権の場合，理由を示さず不備が当初あった。もっとも，その後，裁決によって，理由が最終的に示されている。一般的に手続の瑕疵は，やり直しも聞くなど軽微と考えられる。そのため，結果的に理由が示された以上，理由不備の瑕疵は治癒されるようにも思える。

しかし，不当である。仮に，瑕疵の治癒を認めてしまうと，行政庁としては，理由を積極的に開示しなくてもよいということになってしまう。

その結果，行政庁が，理由開示を履行しない恐れがある。よって，本件のような場合に，瑕疵は治癒しないとする必要がある。

一般的に手続の瑕疵が治癒されるのは，軽微なためである。理由開示の目的は，行政庁の恣意抑制や，訴訟便宜を図るためであり，適正手続を図る上で重要である。

よって，その後の開示により瑕疵は治癒しないと解するのが相当である。

以上